Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-02

日本の電気通信事業分野における規制改革と競争政策(一)

鐘, 文興

(Citation)
六甲台論集. 法学政治学篇,64(2):1-29

(Issue Date)
2018-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81010101

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010101

日本の電気通信事業分野における規制改革と競争政策（一）

鐘　　文　興

目次

序章
第一章　電気通信市場における競争導入の背景と実態
　第一節　第一次情報通信革命（1985年（昭和60年））
　　1　競争導入の背景及びVAN自由化
　　2　臨調基本答申及び改革関連三法の成立まで
　　3　1990年電気通信審議会答申と政府措置
　　4　全分野への競争導入による通信改革
　第二節　第二次情報通信改革（1996年から1999年6月）
　　1　1996年電気通信審議会答申及びNTT再編成に関する方針
　　2　NTTの再編成について
　　3　参入：需給調整条項の撤廃（1997年11月）
　　4　料金：料金認可制の廃止（1998年11月）
　　5　規制緩和の進展による通信業界再編の急進展の特徴
　　6　接続：接続の義務化と接続ルールの制度化
　第三節　第三次情報通信改革（1999年7月から現在まで）
　　1　電気通信審議会の第一次答申
　　2　電気通信審議会の第二次答申
　　3　電気通信審議会の最終答申　（以上本号）
第二章　電気通信事業法に基づく規制の基本的な法的枠組みとその問題点
　第一節　規制行政の基本的な法的枠組みとその問題点
　第二節　悉意的な参入・退出規制の運用
　第三節　硬直的な料金規制

第四節　厳しすぎた外資規制
第三章　NTTの市内通話料金割引事件
はじめに
第一節　本件の概要及び事実関係
第二節　タイムプラスと独占禁止法について
第三節　私見
第四章　NTTドコモの「複数回線複合割引」事件
はじめに
第一節　本件の概要及び事実関係
第二節　NTTドコモの複合割引事件にみる電気通信事業法と独占禁止法
第三節　料金変更命令の全般の評価及び私見
終わりに　（以上次号）

序章

21 世紀の経済社会を一言で示せば、オープン化の進む社会と表現できよう。オープン化とは、その名のとおり、従来の閉鎖的固定的な癒着関係がときほぐされ、国、産業分野、属性などグループ間の垣根が低くなり、相互の参入が活発化してボーダレスの社会になっていく状況のことである。

このオープン化は、経済の成熟化・低成長を背景に、技術革新の加速度的進展と世界的な自由化の流れによってもたらされてきたと考えられ、今後も、市場を一層競争的な方向に導きながら進展していくと予測される。したがって、これに対処するには、オープン化を阻害する人為的な制度を撤廃していくことが望まれる。

しかしながら、日本の経済・社会は、閉鎖的で固定化したシステムのもとで制度疲労をおこし、新陳代謝が困難な状態に陥っている。したがって、この閉鎖的固定的関係をときほぐし、いったんアンバンドルして、既得権にとらわれない選択肢の豊富な社会、すなわちオープン・システムへと転換していくことが求められる。

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進することを目的とし、これを達成するために私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止しており、日本の経済活動における基本的な制度として機能している。

一方、政府規制は、自由経済体制下にあっては、例外的な市場への介入措置である。但し、政府規制は市場競争の枠組みに完全に代替するものではなく、政府規制下の産業分野においても、可能な限り市場の競争機能を活用すべきであるということになる。

市場メカニズムを重視した市場規制方式への制度転換は、市場規制改革であり、その核たるべき市場規制改革の要点は、競争の促進である。1970年代半ばから1990年代始めにかけて世界的な政策の流れとなった「自由化」の核の部分も、すべての規制の撤廃を指すのではなく、競争抑制的な規制（公益事業型経済規制）を撤廃するという意味での自由化であった。

21世紀の電気通信市場はその構造を大きく変えようとしている。それはマルチメディアという言葉に代表されるように、電気通信市場にさまざまなメディアが登場し、これから登場しようとしていることからも明らかであろう。更に、電気通信市場における構造変化は放送産業などの隣接産業にも影響を及ぼそうとしていると見られている。

1980年代後半から1990年代にかけた急速に進んだ世界経済のグローバル化は、財やサービス取引の効率化を促しただけでなく、国際資本移動を加速して、各国の金融・経済に革命的な影響をもたらしたが、このような変革の背景には、情報通信産業の飛躍的な発展があった。

情報通信産業はもともと電気通信事業を出発点とするが、1980年代からはコンピュータ技術の革新と規制緩和によってグローバルな発展を遂げ、今日では政治、経済はもとより、企業の経営活動から私たちの日常生活にいたるまで強い影響を与える存在になっている。

電気通信サービス分野の規制改革は、市場を開放し有効競争を促す動きに密接に連動している。従来の規制は、事業収入とユニバーサルサービス供給のための内部相互補助を維持するために、政府所有の電気通信事業者の独占的な地位を保護することを目的としてきた。だが、事業者のパフォーマンスと技術の発展は満足のいくものではなかった。それへの反省から競争への動きが台頭すると、規制の重点は、規制改革と有効競争「に向けられる」ようになった。これは、米国を始め、OECD諸国の間に次のような認識が広まったせいである。すなわち、事業者が費用を削減し、価格を引き下げ、サービスの質を高め、製品の多様化を進め、消費者選択の幅を広め、そして需要、顧客の要求、及び技術上の変化に迅速に対応する強力かつ持続的なインセンティブを持つためには、競争の導入が不可欠であるという認識が、それである。

電気通信市場に端を発した公益事業における市場競争は、技術革新の進展や政府規制の緩和と相俟って世界的な潮流となり、情報通信が各国の経済・社会に多大のインパクトを及ぼすこととなり、日本においても経済構造改革の牽引力にもなった。電気通信市場の改革は、比較的自然独占あるいは地域独占が保障されていた電力事業や都市ガス事業などのエネルギー分野、あるいは鉄道事業や航空輸送事業といった交通分野にも競争原理が導入される契機となり、すでにさまざまな公益事業分野に市場競争が展開されつつある(1)。経済学でい

(1)　主要公益事業の規制制度や事業経営の現状とその方向性などについては、1996年12月に刊行され

う「市場の失敗」(market failure) を規制の根拠としてきた経済理論は、技術革新の進展に伴う新サービスの創出や新ビジネスの誕生が公共・公益事業分野においても容易になったことから、もはや規制の根拠としての意味を十分持たなくなってきている。

戦後日本では、独占禁止法の制定とそれを日本経済の基本的秩序として位置付ける考え方が定着しつつあるにもかかわらず、電力、都市ガス、電気通信などは独占の保障を前提に、強度の規制の下に置かれてきた。日本の公益事業規制の実際の運用が、独占禁止法の下での競争秩序とは全く別個の法制度・政策として行われてきたのである。そして、このことを反映して、独占禁止法を研究の中心に据える経済法学は、公益事業規制を「独占禁止法の適用除外」領域として捉えてきた。しかし、世界の先進主要国では規制領域が次第に拡大してきた結果、規制は国民の費用負担を増大し、競争制限的な規制が企業の内部効率化と産業発展を阻害し、インフレを増長したという認識が強くなり、1970 年代から公的規制見直しが経済政策の大きな潮流となった。公的規制の見直しは、公企業の民営化と公的規制の緩和とを含み、いずれに力点を置くかはそれぞれの国の過去の政策や経済状態などによって異なる。

日本でも 1980 年代から現在まで公的規制の見直しが経済政策の大きな柱となり、総理大臣直属の諮問機関としての臨時行政調査会(「臨調」、1981 − 1983 年)及び臨時行政改革推進審議会(「行革審」1983 − 1986 年、1987 − 1990 年、1991 − 1993 年)が推進母体となって公的規制の見直しを実施してきた。臨調は1970年代の2回の石油危機の時期における財政圧迫を背景として、行財政改革を最大目標に、3 公社(日本国有鉄道、日本電気通信電話公社、日本専売公社)の民営化と規制緩和(特に電気通信)に大きな実績を残した。電気通信産業に代表されるように規制緩和によって競争が活発化した結果として、料金の引き下げが顕著になり、サービスの多様化も進展した。このように臨調及び行革審の公的規制の見直しは確かに国民経済によい成果をもたらした。

日本の電気通信事業が着実にめざましい成長を続けてきた理由は、電気通信事業の「自由化」によって競争原理が導入され、それに伴って料金の低下や通信機器・サービスの多様化と品質改善が競争的に行われてきたことだけではない。むしろ、産業経済や社会生活のすべての側面で「情報化」が進み、情報通信サービス全体に対する需要が大幅に拡大したことと、光ファイバー・ケーブルの導入やデジタル化の進行によって通信伝送の高速化・大容量化が進んだことなど、情報通信技術の革新が急激に進展してきたことの意義こそ高く評価すべきであろう。

1983 年 3 月、第二次臨時行政調査会第五次答申(最終答申)が行われ、それを受けた第一

た以下の文献に詳しくまとめられているので参照されたい。石井晴夫編著(1996)『現代の公益事業—規制緩和時代の課題と展望—』NTT 出版。

次臨時行政改革審議会が設置されて以来、この二〇年余りの期間における日本の規制緩和・行政制度改革の進展には著しいものがある[(2)]。このような制度改革は、必然的に、市場と国家のかかわりを大きく変える状況を生み出しつつある。パターナリスティックな観点から、行政が経済活動に積極的に関与し、個別産業ごとの社会にとって最善の結果を事前に予測・判断し、その実現のために直接・間接に強権を行使するという途上国型の国家と市場の関係から、政府の事前の関与を必要最小限にとどめ、国民の自己責任を前提とした司法制度による紛争の事後的解決を基礎とする成熟した経済社会、すなわち市場中心の経済制度への転換が図られつつある。政府の役割の縮小は市場機能のいっそうの重視をもたらし、一連の独占禁止法の改正と公正取引委員会の拡充につながっている[(3)]。

1985年の制度改革以降の電気通信事業に対する規制の枠組みについて言えば、「構造規制」と「行動規制」（或いは「行為規制」ともいう）とから構成されていると言えよう。「構造規制」としては、まず、電気通信事業法によって電気通信事業者を第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者に区分し、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者を第一種電気通信事業者とし、通信設備を保有せず、賃借する事業者を第二種電気通信事業者と

---

(2)　この間の行政改革に関する日本政府の主要な動きをまとめておこう。

臨時行政改革審議会は1983年第一次が設置されて以来、87年第二次、90年第三次まで連続的に設置された。94年行政改革委員が設置され、97年最終答申が行われた。96年からは橋本内閣において首相が自ら代表となる行政改革会議が設置され、中央省庁の再編及び統合の推進に関する基本的かつ総合的調査が行われた。97年12月に同会議の最終答申が出され、一府一二省庁への中央省庁再編、独立行政法人制度の導入等が提言された。

2000年に、政府は行政改革大綱を閣議決定し、21世紀の日本に相応しい行政システムを構築するために、2005年までをめどにして、さまざまな分野での行政改革を集中的・計画的に実施することとした。同時に、同大綱の実施を推進し、行政改革の総合的積極的な推進を図るために内閣総理大臣を本部長とする行政改革推進本部が設置された。このような行政改革の動きを確実に実施するために、新たに行政改革担当大臣が任命され、特殊法人等改革、公務員制度改革、行政委託型公益法人等改革、「規制改革」の着実な推進を直接担当し、行政改革大綱にかかわる全ての分野を調整することとなった。

2001年1月省庁改革が実施され、同時に、特殊法人等改革、公務員制度改革、行政委託型公益法人等改革を迅速かつ集中的に進めるために、内閣官房に行政改革推進事務局が設置されている。

(3)　この間の独占禁止法の改正は、①課徴金の増額と刑事罰の強化、②事務総局等の組織強化改正、③持株会社の全面禁止制度の緩和、④企業合併規制に関する届出・審査対象範囲の縮小等に関する改正、⑤独占禁止法の適用除外制度の整理法による独占禁止法の事業法令に基づく正当行為、不況カルテル、合理化カルテルの適用除外制度の廃止、適用除外法の廃止、個別法による適用除外制度の縮小、⑥自然独占に固有な行為に対する独占禁止法の適用除外制度の廃止、⑦不公正な取引方法に対する差止制度の創設、⑧無過失損害賠償制度の適用対象に事業者団体を追加する民事的救済制度の整備等、多岐にわたる。

していることを挙げることができる（電気通信事業法第6条）。また、従来、サービスの種類・態様により事業者を長距離系、地域系、移動体系、衛星系、国際系に区分したうえで当該電気通信事業への参入と退出を旧郵政大臣の許可事項としていた。「行動規制」としては、料金設定、事業計画、投資、兼業など事業者の経営上の重要な意思決定を旧郵政大臣の規制事項としていたことを挙げることができる。

この中で、料金規制については、1985 年の制度改革以降つい最近に至るまで、第一種電気通信事業者の提供するすべてのサービスについて、公正報酬率規制による認可制が適用されてきた（旧電気通信事業法第 31 条第 1 項）。その認可基準は、「a」料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること（第 1 号）、「b」料金の額の算定方法が適切かつ明確に定められていること（第 2 号）、「c」特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものであってはならないこと（第5号）と定められていた。

規制当局は、従来、新規参入事業者を「育成」するように料金規制を運用してきたことである。「管理（規制）下の競争」状態は、比較的最近まで NTT と NCC の間に常に 20 %程度の料金格差が維持されていたことに現れている。料金問題で NTT を徹底的に規制した日本の通信政策は、新規参入者の育成という面では成功したと言えるかもしれない。しかし、アドホックで裁量的になりがちな規制が今後とも継続すれば、NTT のみならずすべての事業者にとって事業リスクが人為的に増大することになる。このため、旧郵政省は、1997 年 12 月の旧郵政省研究会報告「マルチメディア時代の料金・サービスに関する研究会」報告書、これに続く1998年9月の旧郵政省「電気通信分野における新たな料金制度の運用のあり方に関する研究会」報告書を受けて、地域通信市場以外ではこれまでの認可制に代えて事後の料金変更命令付ではあるが届出制とする方針が打ち出され、すでにこの考え方に沿って 1998 年 5 月に電気通信事業法の改正が行われ（同年 11 月に実施されている）、電気通信サービスの料金については、従来の原則認可制（一部届出制）からすべて届出制に変更された（同法 31 条第 1 項）。それは、差別的な取り扱いの禁止や公正競争の確保を図ろうとするものであり、接続・託送等の規制と同様、基本的に独占禁止法と共通する目的を有する“競争促進法”の特別規制と性格づけることができるが、その評価並びに独占禁止法との関係については未解決の問題も少なくない。1998年の電気通信事業法の改正により、結果として同じ電話サービスの中でも、長距離通信サービスと地域通信サービス間では、規制の態様に差異が生じることになる。今後も NTT の独占力が存在するであろうと言われる地域通信市場[(4)] では、ど

(4)　しかしながら、米国や英国にみられるように、市内電話についてもバイパスなとの競争圧力、CATV の参入などがあり、更に今後の技術の発展が参入を容易にすると考えることもできる。また、料金リバランスにより市内通話についてコストに見合った料金が実現すれば、参入の可能性は拡大するとも考えられる。現在のように、市内通話料金を低く抑えていることが、参入を困難にしてい

のような料金規制がふさわしいのかという議論が重要となってくるが、この問題については、電気通信事業施行規制の一部改正により、NTT が提供する一定の県内通信サービスに対しプライスキャップ規制、これ以外のサービスについて届出制が適用されることとなるという形で決着がついている。今後、これらの料金規制制度がどのように具体的に展開するのかを注目することが必要である。

このように、日本の電気通信事業分野においては、昭和 60 年の日本電気通信電話公社の民営化以降、参入規制や料金規制の緩和など競争促進のための様々な方策が採られてきた。平成 11 年 7 月には、NTT が持株会社方式により再編された。このような制度改革や急速な技術革新を背景とした IT 革命の進行により、急速に市場を拡大するとともに、変化の動きを加速している。電気通信サービスの売上高は平成 6 年度に約 7 兆 6000 億円であったものが、平成 10 年度は約 11 兆 6000 億円に上っており、平成 11 年度は 13 兆 9994 億円に達しており、事業者間の競争によって市場が拡大していることを示している。しかし、現状においても NTT グループが支配的な地位を占めている。地域通信市場に関しては、固有の参入規制等はないが、依然として NTT 東日本及び NTT 西日本が（以下「NTT 地域会社」という。）圧倒的なシェアを有しており、独占的な市場となっている。

近年の新たな動きとして、①光ファイバーを利用したケーブルテレビ回線、②メタル製加入者回線の未使用帯域を利用したデジタル加入者線網サービス（以下「DSL サービス」という。）等の NTT 地域会社の加入者回線網に代替し得るネットワークを構築することが可能となってきており、これらは NTT 地域会社のボトルネック独占を緩和する新たな通信手段として期待されている。

代替的ネットワークの構築を促進していくためには、その障害となっている要因について検討し、そのような要因をもたらしている規制等を見直していく必要がある。電気通信事業法等の規制について、事業者が自由に通信ネットワークを構築する際の障害となっていないか、公正な競争条件を歪めることとなっていないかということについて検討することが重要と考えられる。

日本電気通信電話株式会社（NTT）の分割・再編から 3 年以上を迎え、経営形態の見直し論が再び浮上してきた。きっかけは市内通信網の接続料問題である。旧郵政省が通信政策の根幹に係わる NTT 法などを見直す背景には、日本では IT 革命が円滑に進まず、電子商取引や高速ネット普及で遅れを取りかねないことへの焦りがある。1999 年 7 月の持株会社方式による NTT 再編が結果的に十分な競争促進効果をあげていない。日米間の懸案になってい

る面もありうることに注意する必要がある。しかし、最近になって、接続料の引き下げ如何によって日本でも地域通信に参入する動きが活発になっている。

る通信回線接続料の引き下げに向け、NTT による市内通信網の事実上の独占を崩す必要があると考えられる。そのための課題として、携帯電話会社 NTT ドコモへのグループ持株会社の出資比率を 67 %から 50 %以下に下げることのほか、1999 年に持株会社方式で実施した NTT 再編のあり方を根本から見直す必要がある。したがって、資本関係を断ち切った完全な分離・分割が望ましく、グループの経営支配から独立した東・西両地域会社が相手の市内網に自由に参入し、競争するきっかけづくりが重要である。更に NTT グループの東・西地域会社に、地域独占企業として他の企業以上に厳しい競争のための規制を課すことが重要である。これと引き替えに、(1) NTT 東・西地域会社の役務範囲拡大 (2) 政府保有株の完全売却による持株会社経営の弾力化 (3) NTT だけが過疎地サービスの負担を強いられるいわゆるユニバーサルサービス義務の見直しなど広範な経営の自由と成長機会を与えることが何よりも重要だと考えている。

第一章　電気通信市場における競争導入の背景と実態

第一節　第一次情報通信革命（1985 年（昭和 60 年））

1　競争導入の背景及び VAN[5] 自由化

1985 年 4 月 1 日より電気通信事業法（以下、「事業法」と略記）と日本電気通信電話株式会社法（以下、「NTT 法」と略記）が施行され、電気通信事業の自由化・競争の導入が少なくとも法制度上は実現し、また、オンランイ情報処理の許される範囲も広がることとなった。

日本の電気通信事業は、電気通信自由化以前は公衆電気通信法、日本電気通信電話公社法、そして国際電気通信電話株式会社法（以下、KDD 法と略記）からなる 3 法によって、その制度的枠組みが形成されていた。公衆電気通信法時代には国内、国際それぞれの分野において法的独占が保証され、日本電気通信電話公社の予算は大蔵省との折衝を経て国会で承認され、電話、電報など主要な料金は国会の議決を経て決定されていた。このように、電電公社の主要な経営上の意思決定にはすべて国会の承認が必要とされていて、経営上の自律性は極めて低かったのである。

しかし、1985 年の電気通信制度の改革により、制度的枠組みは事業法、NTT 法、KDD 法となった。電気通信事業法への移行により、競争原理が導入され、この法の理念の変化に伴い規制の方法も変わった。

昭和 60 年の電気通信事業法は「今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、市場に競争原理を導入することにより、その効率化、活性化を

---

(5)　Value Added Network：付加価値通信網のことである。

推進する」ことを立法趣旨とし、電気通信市場は独占体制から新たな競争の時代へと移行することとなった。

日本の電気通信事業は、電気通信サービスの公共性、自然独占性（規模の経済性）、電気通信ネットワークの技術的統一性などの性格から、1953年以降国内通信分野では日本電気通信電話公社、国際通信分野では国際電気通信株式会社による独占体制の下で運営されてきた。このような一元体制のもとで、1978年に日本電気通信電話公社は加入電話の「積滞解消」、「全国自動即時化」の二大目標を達成した。しかし、それ以前から、すでに、コンピュータとの結合による新たな通信サービスの利用が徐々に進み、また、光ファーバー、通信衛星といった大容量かつ経済的通信メディアの出現、インターフェース技術の進歩など電気通信分野の技術革新に伴い、電気通信をめぐる環境は大きく変わっていた。すなわち、それまでの全国画一的な電気通信サービスの充足にとどまらず、高度化・多様化する利用者のニーズにきめ細かく対応することが求められるとともに、来るべき高度情報化社会の形成過程において社会先導的役割を果たす電気通信事業の効率化・活性化のための適切な法制度及び事業主体の再編・改革が必要であるとの議論が各方面から出されるに至った(6)。

改革の具体的な契機となったのは、第一に、コンピュータ技術と通信との結合による新たな利用形態（「データ通信」）(7)の自由化の問題であり、第二に、第二次臨時行政調査会（以下、「臨調」と略記）に行財政改革の一環としての特殊法人の整理合理化の推進であったと言えよう。

上の第一点については、1985年改革までに、1971年のデータ通信回線利用制度の創設、1982年の第二次自由化、そして翌年のいわゆる中小企業VAN制度の創設という三度にわたる制度改正がなされた。最初のデータ通信回線利用制度は、国内の公衆通信事業に関する電電公社の独占という大前提のものであり、多くの制約を伴うものであった。

次の第二次自由化によって、データ処理のための回線利用はほぼ完全に自由になった。しかしながら、同時に予定されていた本格的なVANの自由化は政府部門内の調整がつかず、結局、暫定的な措置として、中小企業のための通信サービスを特定の利用者グループを対象とするものに限り認めるといういわゆる中小企業VAN制度が設けることとなった。

中小企業VANは、電電公社による国内における公衆電気通信分野独占の例外であり、主

---

(6)　改革に至るまでの経緯に触れるものは多いが、特に高橋洋文・武蔵武彦「電電公社」岡野行秀・植草益編『日本の公企業』（東大出版会　1983年）225頁参照。

(7)　（旧）公衆電気通信法におけるデータ通信に関する制度については、旧郵政省電気通信政策局監修『データ通信―新制度の詳解―』（第一法規出版　1983年）、園部敏・植村栄治『交通法・通信法（新版）』（有斐閣　1984年）326頁、岡利定「データ通信の現状と課題」ジュリスト707号95頁、江川晃生「80年代の電気通信政策の課題」ジュリスト752号82頁。

として中小企業のために特定企業間を対象とするものといった条件が付されるなど、不特定多数を対象とする本格的なVANを認めるものではなかったが、電電公社・KDD以外の民間通信サービス業者が日本ではじめて出現することとなった意味においては画期的なものであった。

その後、続々と中小企業VANの届出を行う企業が出現したが、本格的なVANへの道を求める声は各業界から強まる一方であった。

2　臨調基本答申及び改革関連三法の成立まで

次に、改革の契機第二点については、臨調基本答申（1982年7月、「行政改革に関する第三次答申」）は、特殊法人等の整理合理化が必要との認識の下に、電電公社についての基本的な考え方として、

1、電電公社の経営合理化・民営化

2、競争導入による独占の弊害除去

3、経営管理規模の適正化

の三点を掲げ、経営形態の変更については、米国のAT＆T再編成と同様な形態での組織の再編成を指摘している。

臨調答申の要旨は以下の通りである。

ア　基本的な考え方：

今後、電電公社が国民必需の電気通信サービスを低廉な価格で供給し、しかも将来にわたって技術開発力を充実していくためには、

①十分な当事者能力を持ち、徹底的な合理化された経営体であるべきであり、このため、その経営形態は基本的には民営化の方向で改革すべきである。

②電気通信事業の持つ技術的側面と技術革新の可能性に配慮しつつ、現在及び将来にわたり最も適切な競争の仕組みを設け、独占の弊害を除去すべきである。

③また、巨大な経営体であることからくる経営の管理限界に配慮し、規模の適正化を図る必要がある。

イ　具体的な改革案：

以下の措置を購ずることを提案する。

①現在の電電公社は、五年以内に、基幹回線部分を運営する中央会社と地方の電話サービス等を運営する複数の地方会社とに再編成することとし、当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行させる。

②基幹回線分野における有効な競争を確保するため、通信衛星、光ファイバー・ケーブル等による新規参入を認めること。

③再編成までの間における合理化施策等として、

（ア）運用、保守、電報部門等における要員の合理化、電報事業における夜間配達の廃止等を含めた収支の均衡化

（イ）宅内機器部門、データ通信設備サービス部門等の分離等。

この臨調での議論とほぼ平行して、旧郵政省内に設置された電電公社経営形態問題等調査研究会でも検討が行われ、同じ1982年11月に報告書が公表された(8)。ここでは、公衆電気通信事業の公共性についてより立ち入った検討がなされ、また新規参入・競争導入が提案されているが、地域分割については結論を保留している。

また、これらの日本における通信改革の議論は諸外国、ことに米英両国の動向を常に参考としつつ行われていた。米国では、以前から競争導入・規制緩和が段階的に進められていたが、ことに1980年FCC（連邦通信委員会）による第二次コンピュータ調査決定と、82年の司法省とAT＆Tとの間の反トラスト法訴訟の和解に基づくAT＆T分割は競争導入に伴う「構造的規制」の一例を示すものであった。

また、英国でも、1981年の第一次通信自由化を受けて、翌年にマーキュリーに対し公衆電気通信事業者としての免許が与えられ、複占体制が始まった。続いて、84年の第二次自由化により、BTの民営化、規制行政庁としてのオフテル（OFTEL）の創設その他の改革措置がとられた。

以上のように、特殊法人の見直し、規制緩和という一般的社会動向と、通信の技術及び利用の革新的変化に対応する電気通信産業の構造変化への要請とがあいまって、1984年4月「日本電気通信電話株式会社法案」「電気通信事業法案」を中心とする改革関連三法案が国会に提出され、同年12月成立、翌1985年4月1日から施行された。

こうして、1985年4月1日、日本電気通信電話公社が姿を消し、新生「日本電気通信電話株式会社（NTT）」がその船出を迎えた。また、同時に、施行された電気通信事業法に基づき、6月には二種電気通信事業者として、DDI、日本テレコム、日本高速通信の地上系3社と、日本通信衛星、宇宙通信の衛星系2社に対して、旧郵政省からの許可が下され、明治以来公的独占によつて、供給されてきた電気通信サービスに、初めて、新規参入（NCC）による競争が実現、以後長距離部門において激しい競争が展開されるようになった。

1985年の制度改革では、第3次答申における競争導入が実施されたものの、電電公社の経営形態問題については、複数会社としての再編成は実施されず、民営化のみが行われた。そ

(8)　電電公社経営形態問題等調査研究会報告『国内公衆電気通信事業の経営形態等に関する研究』（通信文化社、1982年）。

の後、新規参入があった市場では料金の低廉化、サービスの多様化等、一定の成果が見られるものの、電電公社が長距離通信と地域通信の双方のネットワークを有する垂直統合された事業体として民営化されたことに伴い、NTT と新規参入者間では接続をめぐってさまざまな問題を引き起こすことになった。この接続問題は、電話サービスはもちろん、移動体通信、高度サービスにおいても生じている。

なお、日本電気通信電話株式会社法は、その附則第2条でNTT成立の日から5年以内に会社のあり方について検討し、必要な措置を講ずることを規定している。これが、次の1990年のNTTのあり方に関する見直しである。

3　1990年電気通信審議会答申と政府措置

NTT のあり方については、1985 年以降の競争条件の整備状況及び市場の推移を踏まえ、附則第2条に基づき電気通信審議会で検討が行われ、同審議会は、1990 年3月に以下の内容の答申を提出した。

①NTTから長距離通信業務を分離すること。

②市内通信会社の再編成については引き続き検討するが、当面1社とすること。

③移動体通信業務を分離すること。

また、この答申を踏まえ、1990年3月末に決定された、いわゆる「政府措置」では、以下の内容が決定された。

①事業部制の導入、接続の円滑化、ネットワークのオープン性の確保等、14 項目の公正かつ有効な競争促進策を取ること。

②NTTの合理化の推進等、経営向上を図ること。

③NTTのあり方について、1995年度に検討を行い、結論を得ること。

この政府措置は、NTT の構造分離には至らないまでも、事業部制の導入により新規参入事業者との公正な競争条件を確保すること、日本全国を 11 の地域通信事業部に分けることにより水平的比較を通じた効率性の促進を意図している。もっとも、重要な意思決定は、NTT 全社として行われること、経営状況及びこれを反映した株価は、NTT 全社としての評価結果であることから、ヤードスティック競争[(9)]が十分に機能しないなど、事業部制の実効

---

(9)　同種の事業を行っているにもかかわらず、自然独占性によって、あるいは、政府による事業の分割によって、地域や業態ごとに明確に区分された規制対象とされている複数の企業の間に、価格規制に工夫を施すことによって間接的に競争が働くようにすること。ヤードスティック競争は地域間競争のような間接的な競争圧力を通じて効率性を改善する誘因を企業に与えようとするものであり、一種の誘因規制である。政府と企業の間に情報の非対称性があっても有効に独占的な行動を規制できるとされる。しかし、例えば、各地域が相等しい市場条件を持つと想定するのはしばしば非現実

性には一定の制約がある。

4　全分野への競争導入による通信改革

日本の電気通信政策と密接な関係がある通信回線の利用は、1982年の公衆電気通信法の改正を経て、1985年4月に施行された電気通信事業法により法制度的に自由化された。

1984年12月、日本電気通信電話株式会社法（NTT法）案、電気通信事業法案、関係法律整備法案、いわゆる電電三法が可決、成立した。このうち、電気通信事業法では、事業者は電気通信回線を自ら設置して電気通信サービスを提供する第一種電気通信事業者（以下、「第一種事業者という」と、第一種事業者から回線設備を借用してこれに新たな付加価値をつけてサービスを提供する第二種電気通信事業者（以下、第二種事業者という）とに区分けされている。更に、後者については、規模の大小に応じて、一般第二種と特別第二種事業者に分けられた。

第一種事業者は、一定の条件を満たせば、旧郵政大臣から許可が与えられて事業を営むことができる。但し、事業の公益性から、(a) 許可は旧郵政大臣が市場の需要状況を勘案した上で与える（需給調整条項）、(b) 料金などについては旧郵政大臣の許可が必要、(c) 業務区域においてはサービス提供の義務がある（ユニバーサルサービスの義務）、(d) 業務の休止・廃止には旧郵政大臣の許可が必要であること（退出規制）などが義務付けられた。また、第二種事業者については、大規模事業者（特別第二種）は登録制、小規模事業者（一般第二種）は届け出制となった。

1985年度末まで、日本における第一種電気通信事業者は7社であり、第二種電気通信事業者は209社であった。

このように、第一次情報通信革命による競争の導入による成果として、多数の事業者の参入、競争分野の料金の低廉化、サービスの多様化、料金体系の多様化などが挙げられる。

第二節　第二次情報通信改革（1996年から1999年6月）

第一次情報通信改革から10年が経過し、日本の情報通信市場では、上述したように活発な新規参入が行われるとともに、競争的な分野における料金の大幅な低廉化が実現する一方、地域通信網においてはNTTの事実上の独占が継続し、基本料金などの値上げが行われていた。

旧郵政省は、このような状況を踏まえて、1996年1月、競争の一層の促進を通じて、情報通信市場の活性化と日本の高コスト構造の是正を図るため、第二次情報通信改革の早期実現に向けて取り組むとして、規制緩和の一層の推進に向け、当面講ずる措置を公表した。その

的であり、また、各企業が共謀してしまうと有効に働かなくなってしまう。

中では、電気通信事業について、(a) 第一種電気通信事業の参入許可の一つである過剰設備防止条項の削除を検討すること、(b) 現在認可制となっている携帯・自動車電話、PHS、無線呼び出しなどの移動体通信料金について、1996 年の事前届出制への移行を検討することなどが示された。また、政府の役割として、情報通信産業のダイナミズムを創出するために、第二次情報通信改革に向け、社会経済情勢の変化や急速な技術革新を踏まえ、上記の措置を着実に実施するとともに、社会情勢の変化や急速な技術革新を踏まえ、積極的に規制緩和を推進していくことが望まれるとして、以下のような方針を明らかにした。

電気通信分野においては、透明性の確保に十分配慮しつつ、事業者の旺盛な事業意欲を促すべく、(a) 参入規制、(b) 料金規制、(c) 専用線の利用自由化、(d) 外資規制などについて、積極的に規制緩和を推進していくことが必要である。なお、規制緩和を進めるにあたっては、市場支配力の濫用を防止し、公正な有効競争の確保と消費者の保護を図るなどの観点から、支配的事業者に対して、いわゆる非対称規制を導入することを検討すべきである。

1　1996 年電気通信審議会答申及びNTT 再編成に関する方針

1990 年 3 月の政府措置を受けて、1996 年 2 月末の電気通信審議会は、「情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて」を副題とする以下の内容の答申を取りまとめた。

①NTT を長距離通信会社と東・西2社の地域通信会社に再編成すること。

②長距離通信会社には、国際通信、CATV、コンテンツ等への参入を認めること。

③地域通信会社は、電話サービスを対象とするユニバーサルサービスを確保するため、当面、持ち株会社とし、地域間の相互参入を認めること。

④KDD に対し、国内通信業務の提供を認めること。

⑤長距離通信市場における支配的な事業者に対しては、料金規制にインセンティブ規制[(10)] を導入し、これ以外については届出制を採用すること。

⑥接続の基本的ルールを設定すること。

この答申は、1985 年制度改革を評価し、米国等の動向を踏まえ新たな産業構造を志向するものであったが、この答申についても、1996 年 3 月の規制緩和推進計画の改定に関する閣議決定において、次期通常国会に向けて結論を得ることとされ、再度、結論が先延しされた。

これら一連の経緯を経て、1996 年 3 月の閣議決定に基づき、1996 年 12 月に NTT 再編成に

(10)　自然独占性などの要因によって、価格規制や参入規制など何らかの規制の枠組みを存続させることが不可避となる産業では、資源配分の効率性や企業の内部効率化誘因が失われてしまう危険性がある。このような産業に内部効率化誘因を付与するために規制方法に工夫を施したものをインセンティブ規制と呼ぶ。例えば、免許入札制、ヤードスティック競争、プライスキャップ規制などが含まれる。

ついての方針が発表された。その骨子は、以下のとおりである。

①NTTを純粋持ち株会社の下に長距離通信会社と東・西2社の地域通信会社とすること。

②持ち株会社が長距離通信会社及び地域通信会社の株式すべてを保有し、基盤的な研究開発を一元的に行うこと。

③長距離通信会社は県間通信のほか、国際通信への進出が認められること。

④地域通信会社は県内通信を扱う特殊会社であり、電話サービスを対象とするユニバーサルサービスの責務を負うこと。

⑤長距離通信会社と地域通信会社間の公正な競争条件を確保する措置を取ること。

なお、今後は、この方針にそって、具体的な法案作業及び詳細な検討が行われることになる。

2　NTT再編成について

1996年12月6日に旧郵政省とNTTは14年にわたるNTT分割議論に終止符を打った。すなわち、純粋持株会社方式で東・西の地域通信会社と長距離会社に再編し、長距離会社に国際通信事業への参入を認めることで決着し、1996年6月にはNTT法が改正された。

そして、旧郵政省・NTTの国会対策の末、1997年の通常国会末期の6月に法案は成立し、NTTは再編に向けて、スタートしたのである。

旧郵政省は、1997年10月2日にNTT再編成の大枠になる基本方針を発表し、同年末までに最終案が決定された。その中では、他の通信事業者との公正競争を促すために9項目の方針が用意された。公正競争確保条件としては、例えば、再編後に誕生するNTT東日本によるNTT西日本と長距離・国際会社との間の役員兼任や社員の在籍出向を禁止したり、持株会社と地域会社二社による長距離・国際会社向けの資材調達の禁止が要請された。また、再編四社による短期資金借り入れの個別実施（分離）、民間会社の長距離・国際会社が独立した営業部門を設置する点、なども要請されている。業務範囲としては、基盤的研究は持株会社、そして、東日本、西日本両地域会社は県内通信、長距離会社は県外通信と付帯業務という形で区分された。

NTTは、旧郵政省のこの最終案を受けて、1997年12月末をメドに再編実施計画の大網を取りまとめ、1998年夏に四社のベースとなる各準備室を発足し、1999年に最終的に計画を実施するに至った。

このように、日本電気通信電話株式会社（NTT）発足後5年以内にそのあり方を検討して必要な措置を講ずることとされたが、平成3年3月の第一次見直し及び平成8年3月の第2次見直しの際にも、結論は先送りされた。そしてようやく平成8年12月、純粋持ち株会社の下に長距離通信会社1社と地域通信会社2社に分離・分割する旨の合意が成立し、NTTは平成11年7月1日から再編されることとなった。

NTT再編成の意義を整理すると、次の5項目に集約できる[11]。

第一に、純粋持株会社による戦略的経営の実現。

第二に、公正有効競争の確立、市場の活性化。

第三に、NTT の国際通信事業への進出、国際競争力の向上。長距離通信会社は、NTT 法の制約から離れ、国際通信事業へ進出し、国際競争へ対応していく体制ができる。

第四に、基盤的研究の一元的推進、応用的研究開発の競争推進。

第五に、経営管理規模の適正化、機動的経営の実現である。

3　参入：需給調整条項の撤廃（1997年11月）

電気通信制度改革以前においては、電気通信事業の法的独占が保障されていた。これは第一に、電気通信事業は自然独占性を持つと考えられていたこと、第二に電気通信サービスは社会経済活動に不可欠なサービスであり、全国あまねく公平で安定的な供給を制度的に確保する措置が必要だという公共性の高いサービスだと考えられたためである。市場競争が事業運営の基本原則になれば、採算が取れない事業分野からは既存企業は撤退するし、新規的がことさら非採算企業分野に参入する理由もないだけに、競争原理それ自体には、全国あまねく公平で安定的な供給を確保する仕組みが内蔵されていないことが明らかである。従来の法的独占を根拠づけた第一の自然独占性については、光ファイバー・ケーブルや衛星、マイクロウェーブなどの伝送技術の発達や交換技術の発達により、少なくとも長距離通信事業については自然独占性がなくなったとされる。実際、通信ネットワークに生じたこの技術革新こそ、間違いなく第一種電気通信事業の自由化の基本的背景の一つであった。

また、従来の法的独占を根拠付けた第二の電気通信サービスの公共性については、NTT法第３条で、「国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与する」ことを NTT の責務としている。この規定により、競争の制度的枠組みの導入とユニバーサルサービスの供給との矛盾を克服する措置が講じられたのである。NTT に対してのみ必需的サービスを供給する法的義務を課したこの特別措置は、電気通信に導入された競争が事業者を非対称的に取り扱う特異な性格をもつという事実を示す点においても興味深い。

しかしながら、電気通信事業の自由化後においても、第一種通信事業への参入・退出を旧郵政（現総務）大臣の許可事項としている。参入に際しての需給調整条項は廃止されたが、電気通信事業法第9条において、長距離系（中継系）、地域系、移動系、衛星系、国際系といったサービスの種類・態様による事業者の区分ごとに、「許可」をとることが定められている

---

(11)　小尾敏夫『情報通信ビッグバン日本の戦略』（時事通信社1998）150頁以下参照。

（参入規制）。また、同法第 18 条で事業の休止及び廃止並びに法人の解散は旧郵政（現総務）大臣の許可を必要とすると定めている（退出規制）。更に、NTT 法第 1 条において、NTT の提供するサービスは、国内通信市場に限定され、国際通信サービスに進出することは認められなかった。

4　料金：料金認可制の廃止（1998 年 11 月）(12)

規制緩和の一環として、料金の事前規制の認可制から事後規制の届出制へ移行されることになった。事後規制とは、企業側が後から違法（或いは、場合によって、不当）との判断を受けるシステムであり、しかもそれは法的判断に基づくものでなければならない。従来からの料金認可制の下では、行政庁から認可というお墨付きをもらうことで、事後に当該科金が違法であると判断されるというリスクを免れていた。但し、厳密に言えば、法的には規制行政庁から認可と受けることと、それが当該事業法違反、独占禁止法違反、民法の不当利得に当たるか否かなどのということは別である。つまり、認可を受けても、その後に裁判所によって、違法とされる可能性はある。しかし、一旦規制行政庁が適法と判断した料金を、利用者などが裁判所で争うことは実際にはかなり不利なことであり、実例もほとんどない。従来の料金認可制とは事業者が規制行政庁を説得し、認可を受けさえすれば、実際上は適法とされることになることを意味している。米国において、かなり以前から公益事業規制に関し、両者の不当な癒着を生む危険性、あるいは、事業者が行政庁を取り組む危険性が大きいことが指摘されてきたが、これは上のような料金認可制にも当てはまることであろう。したがって、規制緩和によって、認可制が届出制になるということは、事業者が「自己責任」で料金を設定することになるということを意味する。

他方、電気通信事業の料金も、第一に、それが「公共料金」であって、国民の生活にとって、必要不可欠なものであり、第二に電気通信事業すべての分野で、また常に自由で公正な競争が実現しているわけではない以上、「公正で合理的な料金」であるか否かが法的に担保されるものでなければならない。1998 年改正された電気通信事業法 31 条 2 項は、このような考え方に基づき、1 号から 3 号までにおいて一般的、包括的な料金原則を定めているものと解される。なお、その後の電気通信事業法改正により、NTT の地域通信サービスについてはプライスキャップ制が導入されたが（31 条 3 項以下）、この規制の対象となる料金（例えば、県内の電話サービスの通話料金）は、プライスキャップ規制を受けると同時に、上記の 31 条 2 項の適用も受けると解される。

---

(12)　舟田正之（立教大学法学部）ホームページ（http//www.p1uto.dti.ne.jp/-funada/Jijimondai.html）45 頁以下。

したがって、事業者は届出料金が、上の料金原則に合致しないという異議申立を事後に受ける可能性があるということになる。これは具体的には、第一に、規制行政庁が料金変更命令を発出すること、第二に、当該事業者以外の競争事業者や利用者が、意見を申し出（1998年電気通信事業法96条の2)、或いは、直接、裁判所に当該料金が違法であることを理由として、債務不存在確認請求、あるいは不当利得返還請求などを訴求することがあり得るということである。米国では、クラスアクションの制度によって、個々の利用者の請求は少額でも請求しやすいようになっているが、日本ではこのような制度はない。したがって、制度的には、これらの異議申立が効果的に機能するように、料金届出などの手続き（例えば、届出の際にどのような情報を開示するかなど）を整備することが要請される。また、行政指導が規制的な性格をもつ場合には、透明で公正な手続でなされることが要請されるから、料金変更命令は事前の行政指導などで事業者に自主的に撤回させるなどということは難しくなる。そうであれば、料金変更命令の内容、手続等についても、かなり詰めた検討をする必要があろう。例えば、確定額を示して、その額に修正すべきことを命じるべきか、届けられた料金が上述の料金原則に合致しないから、変更を命ずるというだけでよいか、など検討が必要とされる[13]。

5 規制緩和の進展による通信業界再編の急進展の特徴

公正競争確保の観点からNTTの分割を主張する旧郵政省と、それに反対するNTTとの対立が続いていたが、NTTを純粋持ち株会社の下で東・西の地域会社と長距離会社に再編し、長距離会社に国際通信事業への参入を認めることで決着し、1996年6月にはNTT法が改正された。

同時に、規制緩和が進展した[14]。また、市場環境の変化に対し、通信事業者はサービス面ではワン・ストップ・ショッピングで、経営面では規模と範囲の経済を追求するため、合併や業務提携で対応しようという考え方に基づき、業界再編が急進展した[15]。

---

(13) 李麗莎「電気通信事業法と独占禁止法の関係」（六甲台論集、法学政治学編第49巻、第1号、2002年7月）141-143頁参照。

(14) 電気通信事業法上、参入に関する業務別（地域、長距離、国際など）規制が存在しないことが確認され、過剰設備防止条項も撤廃されて新規参入が容易になった。このほか、国際公専公接続の自由化、料金の認可制から届出制（NTT東・西地域会社地域会社を除く）への変更、外資規制の撤廃（NTTを除く）、KDD法の廃止などが実現した。

(15) 1999年7月、NTTの再編が行われNTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズの三社が通信事業を開始した。NTTは再編に先立って設立した国際通信ネットワーク（第二種会社）を通じて、国際市場参入を実現した。同社は国際デジタル通信（IDC）との間で業務提携を行い、1999年10月1日にNTTコミュニケーションズによって0033国際電話サービスが開始された。また、この再

更に、規制緩和の推進にあわせて、相互接続ルールが改定された[16]。このような規制緩和、市場構造の変化と NTT 再編を契機とする情報通信産業の構造変化は何をもたらすのだろうか。

今回の構造変化の特徴は次の三点に要約される。一つは業界における外資の勢力の急激な拡大である。二番目は異業種からの参入が相次いだことである。三番目は競争の主戦場がデータ市場に移り、しかもこれまでほとんど無風状態だった市内アクセス市場にも競争が入りはじめたことである。

多数の外資系事業者の参入は、今までのあうんの呼吸によって業界秩序の維持を図ってきた旧勢力の寡占状態を揺さぶり、価格、サービス両面における競争を促進する方向に働いた。既存の通信事業者のサービス、料金に飽き足らない異業種企業の参入は新しい発想によるサービス、料金を生み出し、利用者利便の向上、産業の活性化をも促した。停滞する電話市場に代わるデータ市場の成長は今後の情報通信産業の発展のカギを握るが、企業に次いで住宅にもインターネット利用が波及している。技術革新の結果、ルーターの高速化・低価

編を前に日本テレコムは日本国際通信を合併し、BT（British Telecommunications）、AT & T の外資と資本提携した。KDD も日本高速通信と 1998 年 12 月に合併したのである。DDI は Teleglobe、C & W、KDD と提携して国際通信事業に進出する計画を持っていたが、自らも国際第一種通信事業に進出する意向を表明し、2000 年 10 月 1 日に KDD と合併して KDDI となり、長距離電話サービス、国際電話サービス、携帯電話サービスを提供する会社となった。C & W は NTT との競合を制して国際デジタル通信を買収した。MCI ワールドコムやテルストラ、シンガポールテレコムも第一種電気通信事業の許可を取得して日本市場に参入した。そのほかの外資系事業者のみならずソニーやソフトバンクといった異業種の参入も相次いでいる。したがって、既存の国内通信事業者についても DDI や NTT、TTNet（東京通信ネットワーク）の国際通信への参入、KDD、TTNet や QTNet（九州通信ネットワーク）の国内電話サービスへの参入など、従来の市場の壁が取り払われたことによる相互参入が起こっている。

(16)　従来、NTT の市内網との接続には市外交換機（ZC）接続によるしかなかったが、新たに市内交換機（GC）接続ができるようになった。これを受けて東京通信ネットワーク（TTNet）は自社網を GC で NTT 網と接続し、「東京電話」を首都圏で 1998 年 1 月から開始した。「通話料がどこよりも安い」、「市内電話は 3 分 9 円」というキャッチフレーズで顧客を集め、6 月末には契約数は 140 万を突破した。しかし、収益率の高い法人加入率が 20 ％弱にとどまっていることもあって、その後は採算性が悪化していた。市内電話の分野は、TTNet に加えてケーブル TV 事業者などが参入してきているものの、事実上 NTT の独占に近い状態であることに留意しておく必要がある。移動通信分野でも、日産自動車のツーカーグループからの撤退にともなう J－フォンや DDI セルラーグループの全国展開、PHS 事業の不振にともなう NTT ドコモや電力会社などによる救済合併、ページャー台数の激減にともなうテレメッセージ各社の経営危機などが起こっている。電力会社系の地域系 NCC は専用線、フレーム・リレー（従来のパケット方式に比べ、高速かつ大量のデータ伝送を可能とするサービス）、インターネットなどの全国展開で提携を強めている。

格化、WDM[17]の導入などによる伝送路の大容量化・低価格化が進み、バックボーンネットワークは高速・広帯域通信のネックではなくなりつつある。残る課題は、市内アクセスの部分であるが、そこにも新技術の導入が始まっており、電話線を利用するADSL[18]、放送用ケーブルを利用するケーブルインターネット、広帯域無線を利用するFWA[19]、衛星通信、光ファイバーを利用するFTTH[20]なとの競争が目前に迫っている。

前に述べた構造変化は、国際から市内まであらゆる分野での競争を促進するだろう。しかし外資や異業種の参入は、基本的にはクリームスキミング（いいとこ取り）であり、大口利用者・都市部の利用者には競争の恩恵が及ぶであろうが、住宅利用者、地方の利用者にとってはその恩恵はほとんどないと思われる。競争促進の利益が日本全国民に還元されるかどうかは何といってもNTT、KDDIなど全国をカバーする事業者の経営努力にかかっており、その責任は重い。外資、異業種の挑戦に対して、生まれ変わった新NTT・新KDDIなどが、創意にあふれる利用者オリエンテッドな経営を展開することが期待されている。他方、市場の成長が期待できない電話事業はよりいつそうの効率化を迫られることになり、そのなかでユニバーサルサービスをどう位置づけるのかが今後の大きな課題になるだろう。

6　接続：接続の義務化と接続ルールの制度化

電気事業における送電線が、電気通信事業における加入者回線網などのネットワークは電気通信事業を営む上で必要不可欠であるが、投資などを行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備である。このため、ネットワークを保有している既存事業者が当該ネットワークへの接続を合理的な理由なく、拒否・制限することによって、新規参入や新規事業展開が困難となる。このような状況の下、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、合理的な理由なく、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続・コロケーション（接続を行うために必要な装置を施設するために必要不可欠な局舎スペースの提供）の取引を拒絶し、又は、それらの取引の条件もしくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取り扱いをすることは、他の電気通信事業者などのし新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるものであり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。

しかしながら、他方において、このような独占禁止法の対応では不十分であるとして、電

---

(17)　Wavelength Division Multiplexing：波長分割多重接続方式である。
(18)　Asymmetric Digital Subscriver Line：非対称デジタル加入者回線である。
(19)　Fixed Wireless Access：固定無線アクセスのことである。
(20)　Fiber To The Home の略語である。

気通信事業法は、第一種電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じる恐れがある時など一定の場合を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務を定めている（38条）。また、ボトルネック性のある指定電気通信を設置する第一種指定電気通信事業者（現実にはNTT）は、自己の電気通信設備と他の電気通信事業者との接続に関して、接続料金などについて接続約款を定め、又は変更しようとする時は、旧郵政（総務）大臣に届け出なければならないものとされた（38条の2第2項）。

要するに、接続約款制度は「末端回線への接続」という川上市場を独占する事業者に対し、川下市場での対等な競争を確保するために、川上市場での取引に特別の規制をかける制度である[21]。

第三節　第三次情報通信改革（1999年7月から現在まで）

電気通信事業の分野は、技術革新等を通じた市場の環境変化が激しいことから、電気通信事業規制は不断の見直しが必要となる。その後も不断に継続されている情報通信改革において、注目するべきことは、2000年（平成12年）に、翌年1月6日に施行されるべく高度情法通信ネットワーク社会形成基本法が制定されたことである。この法律は、国が「情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊急性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定める」ことを目的とするものであり、基本方針として、17条に「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会の形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない」と規定している。

1　電気通信審議会の第一次答申

電気通信審議会は、平成12年12月21日、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申―IT時代の競争促進プログラム―」[22]を公表した。それは、主として、「競争政策の在り方」、「ユニバーサルサービス確保の在り方」及び「国際競争力向上のための方策の在り方」から構成されている。本論文に最も関連の深い「競争

---

(21)　李麗莎・前掲143-144頁参照。

(22)　電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申―IT時代の競争促進プログラム―」（2000年12月）。また、この答申の作成経緯と意義については、舟田正之「IT革命推進のための電気通信審議会第一次答申について（上）（下）」ジュリスト1197号52頁、同1199号48頁参照。

政策の在り方」においては、①線路敷設の円滑化、事業者向け卸電気通信役務（キャリアズ・キャリア）の制度化を含むインフラ整備に向けた新たな競争促進方策、②支配的事業者規制（非対称規制）の導入、③非支配的事業者に対する契約約款・接続協定認可制の届出化をはじめとする規制緩和の推進、④インセンティブ活用型競争促進方策（例えば、地域通信市場の競争進展に応じて東・西 NTT 地域会社の業務範囲の拡大の認可）の導入による NTT グループ経営の改善及び公正競争の確保、が主要内容であるが、とりわけ重要であるのは②の支配的事業者規制（非対称規制）の導入であった。

この答申をベースとした電気通信事業法の改正が実現するのは、2001 年の 151 回国会においてであった。同法は平成13年6月22日に公布し、同年11月30日に施行された[23]。

改正法は、目的規定に「公正な競争の促進」を明記する（第 1 条）とともに、次のような支配的事業者規制（非対称規制）を具体化することとなった。

①設備規制を基本とする現行法の体系との整合性を考慮し、以下の 2 つの事業者類型を、一定の行為禁止規制の対象となる電気通信事業者（法律上の定義はないが、いわゆる「市場支配的な事業者」）とした。

（ⅰ）第一種指定電気通信設備（地域固定系）を設置する第一種電気通信事業者（具体的には東・西NTT地域会社）。

（ⅱ）第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する第一種電気通信事業者（一定の営業収益シェアがある場合等総務大臣が指定するものに限定。具体的には NTT ドコモのほか、地域によってはもう1社追加される可能性がある）。

②第一種指定電気通信設備（地域固定系）は、その設置自体により強い市場支配力が推定されるため、設置者は当然に行為規制の対象となるが、第二種指定電気通信設備（移動系）については、移動末端設備数のシェアにより設備指定を行った上で、更に当該設備を用いて提供されるサービスの営業収益シェア及びその推移その他の事情を勘案して行為規制の対象となる事業者を、指定を受けたものに限定する（37条の2）。

③市場を固定することはしないが、結果として固定通信（地域）市場及び移動通信市場のみが対象（固定通信（長距離・国際）市場においては、接続ルール上等において特別の規制が必要とされる電気通信設備等は存在しないため、除外される）。

④移動通信分野の基地局等の設備の指定に当たっての「契約者数シェア」、行為規制の範囲を特定する事業者指定に当たっての「市場シェア」のそれぞれの省令制定に際し、EU をはじめ諸外国の動向等も踏まえ、適切な水準を定めることを予定する（38条の3、37条の2）。

⑤市場支配的な事業者の中心的業務を対象に次の 3 つの禁止行為類型を明確化し、その違

---

(23)　電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年6月22日法律第62号）。

反行為を速やかに是正し得る停止・変更命令制度を整備する（37条の2）。

（ⅰ）接続に関して知り得た情報の目的外利用・提供

（ⅱ）特定の事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等

（ⅲ）電気通信設備の製造・販売業者等に対する不当な規律・干渉

⑥第一種指定電気通信設備（地域固定系）を設置する第一種電気通信事業者の周辺間事業を対象に、上記一般行為の禁止に加えて・特定関係事業者（子会社、親会社及び兄弟会社に該当する電気通信事業者の中から総務大臣が指定）との間に次の３つの禁止行為類型を、明確化するとともに、その違反に対する過料（行政上の秩序罰）又は停止・変更命令制度を整備する（37条の3）。

（ⅰ）役員兼任の禁止

（ⅱ）第一種指定電気通信設備との接続に必要な建物・施設の利用又は情報提供等の特定関係事業者に比べて不利な扱い。

（ⅲ）各種業務の受託についての特定関係事業者に比べて不利な扱い。

⑦第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者については、現行業務規制を基本的維持する（但し、卸契約は届出に規制緩和）。

⑧第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者については、次の業務規制に係る一切の認可制を廃止する。

（ⅰ）料金届出（現行通り）、（ⅱ）約款外役務認可→卸契約届出、（ⅲ）契約約款認可→届出、（ⅳ）個別の接続協定認可→接続約款作成・届出・公表、（ⅴ）共用協定認可→届出

⑨第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者については、国際的な規制水準とのバランスも考慮しつつ、接続の一層の透明性・公平性、迅速化を図るため、接続約款作成・届出・公表を義務付ける（「原価性」「不当な差別」等の要件は、変更命令制度を置くことにより、事後に担保する（38条の3）。

⑩第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者には、接続会計の整理・公表やアンバンドル等の厳格なルールまでは義務付けない。

⑪市場支配的な事業者に対し、内部相互補助の監視・抑制及び業務運営の透明性向上の観点から・電気通信役務の収支状況など一定の会計情報の公表を義務付ける（37条の2）。

⑫市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の料金、契約約款、接続協定、卸契約に係るすべての認可を廃止し、届出化する（31条の4、38条の4、39条の3、39条の5）[24]。

以上のように、市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入するとともに、利用者利益を確保しつつ、市場支配力を有さない電気通信事業

---

(24)　李麗莎・前掲144-146頁参照。

者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等を一定の条件の下で届出制に緩和した。

また、（ア）非対称規制の整備のほかに、同法においては、次のような措置が講じられたところである。

（イ）卸電気通信役務制度の整備

電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るため、一般の利用者に対する電気通信役務に係る規律よりも簡素な規律の下で、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務（卸電気通信役務）の提供を可能とする制度を整備した。

（ウ）電気通信事業紛争処理委員会の設置

電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争等の円滑かつ迅速な処理を図るため、総務省に許認可部門から組織的に独立した電気通信事業紛争処理委員会を設置した。

（エ）ユニバーサルサービスの提供の確保に係る制度の整備

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の提供を確保するため、当該サービスの提供に係る費用の一部を各電気通信事業者が負担する制度を整備した。

（オ）東・西NTT地域会社の業務範囲の拡大

地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、東・西NTT地域会社が保有する設備又は技術、職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（以下「活用業務」という。）を営むことを可能とする制度を整備した。

更に、同法の成立・公布を受け、その施行のための政省令等の整備を進めるとともに、行政判断の客観性・透明性の向上を図り、事業者の予見可能性を高める観点から、制度の運用方針等について各種ガイドラインをとりまとめたところである。

（ア）電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行のための政令[25]の整備

電気通信事業紛争処理委員会の組織、運営、あっせん・仲裁等の手続、同委員会で扱うあっせん等の対象となる協定等の範囲を適用するとともに、線路敷設の円滑化を図るため土地等の使用権の設定の対象範囲を明確化した。

（イ）電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行のための省令の整備

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者のうち、禁止行為等の規定の適用を受ける事業者（市場支配力を有する電気通信事業者）の指定の基準である同一業務区域内の収益のシェアについて「四分の一を超える場合」とすることや、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、ファイアウオール措置に関し報告すべき事項等

---

(25) 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）及び電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）。

を規定した。

（ウ）電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の策定

非対称規制制度の導入を契機として、市場支配的な電気通信事業者に対して禁止される具体的な行為を明らかにするとともに、これに併せて、電気通信事業法に基づく料金変更命令、業務改善命令等の各種是正措置の対象となる行為についても、過去の事例に基づき電気通信事業法上問題となる行為類型を明確化し、電気通信事業者の予見可能性を高めることを目的として、公正取引委員会と共同して、標記の指針を策定した。

（エ）東・西NTT地域会社の業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れ」のある場合等の考え方（東・西NTT地域会社の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン）の策定

東・西NTT地域会社の活用業務の認可に関する改正NTT法の運用方針を事前に明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高める観点から、標記の考え方を策定した。この中において、東・西NTT地域会社が活用業務を営むために講ずべき措置として、ネットワークのオープン化、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保、営業面でのファイアウオール、会計の分離等、公正競争を確保するための7つのパラメータを設定している。

そして、電気通信事業法の基本的フレーム（第一種・第二種の事業区分等）の在り方については、別途総務省において検討に着手したところである[26]。

2　電気通信審議会の第二次答申

電気通信審議会は、平成14年2月13日に、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を公表した。それは、主として、「競争政策」、「ユニバーサルサービス」及び「国際競争力」から構成されている。競争政策をめぐる環境の変化については、(1) 一次答申「IT時代の競争促進プログラム」を受け、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が平成13年11月30日に施行したが、あわせて各種ガイドラインを前倒し整備した。(2) 市内通話料（マイライン）、DSLサービス料金の低廉化が進む一方で、基本料などの独占的料金については依然として内外価格差が存在している。(3) DSLサービスの加入者が150万を突破し、IP電話やFTTHサービスも開始され、ブロードバンド化が急速に進展したとした上で、本論文に最も関連の深い「競争政策」においては、まず競争政策を次の3類型に分類し、概念を整理している。

(1) 事前・事後の規制により公正で有効な競争環境を創出・維持する「非構造的競争政策」

(26)　詳しいことは総務省のホームページを参照されたい。

である（ネットワーク開放型競争政策と機能分離型競争政策）。

（2）電力等の異業種からの新規参入を促進するとともに、事業区分の見直し等による規制水準の全般的な引き下げを行う「新規参入促進政策」である。

（3）事業者の経営の構造面に変更を加える「構造的競争政策」（資本分離型競争政策と構造分離型競争政策）である。

次に、ネットワーク開放型競争政策の促進について、

（1）今後とも引き続き接続ルールの見直しを進める。

（2）基本料部分を含めたサービスベースの競争を可能にする環境を整備する意味から、公衆網再販を促進する。このため、総務省において設けられた事業者間での協議・情報交換の場において、再販の実需を明確にするとともに、システム開発費用の精査とコストの負担ルール、事業者ズ・レートによる割引費用を算定するための検討を進めるべきである。

（3）OSSの開放による費用負担とメリットについて検討の場を立ち上げることが必要。その際、個人情報保護の観点にも配慮しつつ、開示すべき情報の範囲等についても検討を進めるべきである。

（4）利用者料金とネットワーク利用料金の適正な関係の在り方について、結論を得ることが必要である。

（5）電柱・管路等の開放の進展状況や国際的なルール作りの動向を踏まえつつ、電柱・管路ガイドラインを不断に見直していくことが必要である。

続いて、機能分離型競争政策の促進について、

（1）東・西 NTT 地域会社の自主的な対応により、ネットワーク部門と営業部門との間のヒト、モノ、情報のファイアウオール措置の徹底を図ることが必要である。

（2）基本料等独占的な料金と組み合わせた割引料金については事業法上問題となるが、高いシェアを有する競争的な料金のセット割引についても個別のサービス毎に慎重に判断すべきである。（他分野の独占的料金と電気通信料金とのセット割引も公正競争を阻害する恐れが高い。）

（3）東・西 NTT 地域会社の子会社を通じた業務範囲拡大につき問題があれば改正事業法を厳正に適用する。

そして、構造的競争政策の意義と展望について、

（1）諸外国においては、既存地域通信会社が規制緩和を求めて自らの経営判断で構造分離を進めようとする動きと、規制当局が独占地域通信会社に構造分離を求める動きの二つの潮流があるが、いずれもその帰趨の方向は未定である。

（2）NTT 持株会社のグループ各社への出資比率引下げ及び持株会社とドコモ・コムとの間の役員兼任の解消が必要である。（自主的実施計画の「引き続き検討」事項を注視。）

（3）NTT の在り方の抜本的見直しが必要とされた場合の選択肢の一つとなる東・西 NTT

地域会社の卸・小売部門の構造的な分離に関し、現段階で考えられるメリットとデメリットを整理する。

とした上で、最後に、今後の競争政策の検討課題として、次のような2ステージに区分した。

1）競争政策の第1ステージ

公衆網の再販、OSSの開放等のネットワークのオープン化と、機能分離としてのファイアウオールの徹底を進める。また、異業種からの新規参入や事業区分の見直し等に伴う新規参入の増大にも期待する。

2）競争政策の第2ステージ

第1ステージでは、様々な非構造的競争政策が考えられるが、それらの中で答申が重視する公衆網の再販や光ファイバーのオープン化等が、その実施を希望する事業者の正当な要請にもかかわらず実現せず、2年経過後もなお、地域通信市場に十分な競争の進展が見られない場合には、速やかにNTTの経営形態の抜本的見直しを行うことが必要であるとし、その際、完全資本分離や卸・小売の構造分離を含む様々な選択肢を検討するとした[27]。

3　電気通信審議会の最終答申

電気通信審議会では、ブロードバンド化やIP化の進展が「胎動期」から「離陸期」に移ってきている中、電気通信事業における競争政策の在り方について抜本的な見直しを図る必要があるとの問題意識に立ち、上記の第二次答申の公表以降、特にブロードバンド化や1P化の進展によるネットワーク構造や市場構造の変化に対応した「新たな競争モデルの構築」に向け、様々な観点から引き続き検討を行ってきた。

そして、平成14年8月7日、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」（以下では、最終答申という）を公表した。最終答申の内容はこれまでの競争の枠組みについて抜本的な改革を実現するものであり、日本経済の構造改革や国際競争力の向上に大きく貢献するとともに、競争促進の利益を国民利用者に最大限還元することを可能とするものであると考えられる。それは、主として、「今後の競争政策の在り方に関する基本的考え方」、「競争政策の積極的な展開」、「消費者行政の充実」、「新たな競争の枠組みの方向性」及び「新たな競争政策の確立に向けて」から構成されている。本論文に最も関連の深い「新たな競争の枠組みの方向性」における新たな競争の枠組みの在り方については、その基礎的部分をなす参入・退出規制及びこれと一体として運用される公益事業特権などの制度等の在り方について検証を行うとともに、他の既存の諸制度（利用者向け

---

(27)　電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」（2002年2月）。

サービスに係る規制、接続ルール、ユニバーサルサービス、電気通信番号、技術基準、重要通信の確保等）の在り方についても総合的・体系的な検討が必要であると、参入規制については、現行の一種・二種の事業区分を廃止し、参入規制を大幅に緩和（一種事業に係る許可制の廃止）することが適当であるとしている。具体的な制度の枠組み（登録又は事前届出による事業参入が可能）については、事業者の参入に際して公正競争確保や利用者保護を図る観点から事前の担保措置を講じることを念頭に置きつつ、今後、法制的観点も含め更に検討が必要であるとしている。但し、現在の一般二種事業は届出のみで事業開始が可能であり、新たな枠組みにおいても、社会的影響の小さい事業者については届出をもって足りることとするなど、特段の配慮が必要であるとしている。

公益事業特権については、電気通信事業者によるインフラ構築を迅速かつ円滑に推進する観点から今後とも付与し得る仕組みを維持することが必要であるとしている。具体的には、参入規制と当該特権を直接リンクさせる現行制度を改め、事業者からの申請に基づき、事業内容を審査した上で付与するという新たな認定制度の導入について、他法令との整合性に留意しつつ、今後更に検討を進めていくことが必要であるとしている。

退出規制、事業変更許可、事業の全部譲渡・譲受、合併・分割、相続等についても、現行の許認可を届出に緩和する方向で検討することが適当である。但し、退出規制の事前届出制への移行に伴い、事前に事業の休廃止について周知する義務を課すこと等について検討することが適当であるとしている。

地方公共団体など非営利の電気通信事業については、通信の秘密の保持や技術基準適合性の確保といった最小限の規律を課すことについて検討することが必要であるとしている。

続いて、新たな枠組みへの移行に伴い検討すべき事項として、一種・二種の事業区分を廃止することに伴い、電気通信事業法の枠組み全般について見直すことが必要であるとしている。特に、利用者向けサービスについては、各事業者がより柔軟にサービス提供を行うことができるよう現行制度を見直し、原則としてネットワークと切り離した形でその在り方を検討することが必要であるとしている。具体的には、原則として、料金等の提供条件に係る契約約款の作成・公表義務を不要とし、原則として当事者間の相対取引に委ねることが適当であるとし、但し、利用者保護の観点から、契約時における利用者への情報提供の在り方、業務改善命令や料金変更命令等を発出することができる枠組み等が必要であるとしている。

また、市場支配力を有する事業者については、当該市場支配力を有する利用者向けサービスについて、契約約款の作成義務、当該契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当であるとし、但し、当該サービスについても相対取引を認めることが適当であるとしている。また、当該サービスと一体として提供される認証・課金等のプラットフォーム機能についてオープン化を図る観点から、所要の措置について検討することが必要であるとしている。

利用者向けサービス市場における各サービスの特性や代替性等を勘案して適切なサブマー

ケットごとに市場を画定し、市場支配力を評価することが適当とし、定期的な有効競争レビュー（市場分析）の在り方については、別途専門的な検討の場を設けて詳細に検討を行っていくことが必要であるとしている。また、運用細則の策定や実際の運用に当たっては、十分なデュープロセス・透明性の確保が必要であるとし、併せて、行政当局による市場のモニタリング機能の強化・充実が必要であるとしている。

接続ルール等については、他事業者にとって接続することが必要不可欠であるボトルネック設備等に着目したルールが引き続き必要であるとしているが、当該設備の対象範囲等については、市場における競争進展等を踏まえつつ、必要に応じて見直していくことが適当であるとしている。

ユニバーサルサービスの確保、電気通信番号の付与、技術基準の維持、重要通信の確保等について、引き続き確実に維持するための制度の在り方について検討することが必要であるとしている。なお、技術基準については、ベストエフォート型サービスの普及を十分踏まえつつ、包括的な見直しを図ることが必要であるとしている。

そして新たな競争政策の確立に向けて、競争政策については、現行の一種・二種の事業区分を廃止し、事業者の自由な事業展開を確保する仕組みを前提として、公正競争確保や利用者保護の観点から問題が生じた場合には、速やかにこれを排除し得る仕組みを構築していくことが適当であるとしている。このため、政府においては、新たな競争の枠組みについて所要の法改正に同けた検討に直ちに着手するとともに、有効競争レビューの在り方、新しい電気通信番号付与の在り方、技術基準の包括的な見直し等について早急に検討を開始することが必要であるとしている。

競争政策と一体として消費者行政の充実を図ることが必要であり、消費者支援のための資格制度に関する協議会の設置、電気通信事業者団体等における消費者対応のための自主行動基準の取り組み等について早急に検討に着手することが必要であるとしている。

また、電気通信市場の発展は日本の構造改革、国際競争力の向上の観点から戦略的に最も高いプライオリティが与えられるべきであり、上記の競争政策の抜本的な転換に加え、ユビキタスネットワーク環境の実現を含む研究開発の推進、地域偏在性のないブロードバンド化の推進、国際競争力向上のための産学官の連携強化等、多角的観点から、新たな総合的1P政策を確立することが必要であるとしている[28]。

---

(28)　電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」（2002年8月7日）。